

平成26年11月
法務省矯正局

被収容者に対する給食業務に係る民間競争入札に係る契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)に基づく民間競争入札として実施した平成26年度被収容者に対する給食業務の民間競争入札について、次のとおり契約を締結しました。

第1 契約の相手方の概要

- 1 受託事業者 東京都港区赤坂二丁目23番1号エームサービス株式会社
代表取締役社長 小野瀬 宗孝
- 2 契約金額：9,804,240,000円(税込み)
- 3 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要別紙のとおり。

第2 契約内容

- 1 公共サービスの内容
公共サービスの内容は、「刑事施設における被収容者に対する給食業務民間競争入札実施要項」(以下「実施要項」という。)別紙2「委託業務の内容」のとおりである。
- 2 確保されるべき公共サービスの質
本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、信義誠実をもって履行するものとする。
本業務の実施に関して確保されるべき公共サービスの質を確保するため、別紙2の表中「要求水準」を遵守すること。ただし、本要求水準は、国が要求する最低限の水準であり、当該水準を上回る水準を確保できる場合には、そのような実施を妨げるものではない。
- 3 民間競争入札対象公共サービスの事業期間に関する事項
大阪拘置所については平成27年2月1日から平成36年3月31日まで、その他の対象施設については平成28年3月1日から平成36年3月31日までとする。
- 4 公共サービス実施民間事業者が、民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措

置に関する事項

(1) 報告等について

ア 業務実施要領及び業務年間計画書の作成及び提出

(ア) 民間事業者は、国と協議の上、業務実施要領を策定し、国の確認を受ける。

(イ) 民間事業者は、平成26年度及び平成27年度については、国が定める期間内に、平成28年度以降については、当該年度開始日の30日前までに、国と協議の上、業務年間計画書を策定し、国の確認を受ける。

イ 業務報告書の作成と提出

民間事業者は、業務日誌、月次業務報告書、四半期業務報告書及び年次業務報告書を作成し、月次報告書は毎月業務終了後7開庁日以内に、四半期業務報告書は各四半期終了後7開庁日以内に、年次業務報告書は業務年度終了後14開庁日以内に、国に報告する。また、民間事業者は、業務日誌を国の閲覧に供する。

(2) 国による調査への協力

国は、民間事業者による本業務の適正かつ確実な実施を確保するのに必要があると認めるときは、民間事業者に対し、本業務の実施状況に関し必要な報告を求め、又は国の職員に民間事業者の事務所その他の施設に立ち入り、本業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは質問させることができる。

立入検査をする国の職員は、検査等を行う場合には、当該検査等の根拠を民間事業者に明示するとともに、当該検査等が法第26条第1項に基づくものである場合には、その身分を示す証明書を携帯し、民間事業者に提示する。

(3) 指示

国は、民間事業者による本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

(4) 秘密の保持

ア 民間事業者は、国と民間事業者が協議して定める期間内に、国との協議の上、施設の保安に係る情報及び被収容者等の個人情報をも適正に管理するために必要な次に掲げる措置を講じ、国の確認を受けなければならない。

(ア) 施設の保安に係る情報及び被収容者等の個人情報の適正な取扱方法を具体的に定めた業務実施要領を策定すること

(イ) 施設の保安に係る情報及び被収容者等の個人情報の適正な取扱方法についての研修の計画を策定し、これに基づいて本業務に従事する民間職員に対して研修を実施すること

イ 民間事業者（その者が法人である場合にはその役員）若しくはその職員その他の本業務に従事する者（以下「民間事業者等」という。）又は民間事業者等であった者は、本業務に関して知り得たすべての情報（開示の時に公知である情報を除く。以下「秘密情報」という。）を漏えいし、又は盗用してはならない。

ウ 民間事業者等又は民間事業者等であった者は、本業務の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。

エ 民間事業者等は、秘密情報を漏えいしない旨の誓約書を国に提出しなければならない。

オ イに該当する場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

ア 研修及び引継ぎの実施

(ア) 研修

民間事業者は、業務に従事させようとする者の経験及び能力を踏まえ、国と民間事業者が協議して定める期間内に、国と協議の上、本業務を適正かつ確実に実施するための研修計画を策定して、国の確認を受けなければならない。

国は、研修計画の策定に当たり、民間事業者に対して必要な助言を行うものとする。

民間事業者は、実施した研修の結果を、研修実施後速やかに、国に報告しなければならない。

本業務開始後に新たに本業務に従事することとなった者に対する研修については、その都度実施する。

(イ) 引継ぎ

国は、引継ぎに必要な措置を講じるので、民間事業者は契約締結後速やかに、本業務の実施に必要な引継ぎを受けなければならない。

なお、総括業務責任者及び各業務責任者に対する業務処理上のノウハウの引継ぎは、その能力・経験を踏まえた上で、国が十分な期間を確保して行うものとする。

また、民間事業者は、本業務の終了に伴い民間事業者が変更する場合は、次期民間事業者に対し必要な引継ぎをしなければならない。

イ 業務の開始準備

民間事業者は、4(1)ア(ア)及び(4)ア(ア)に定める業務実施要領の策定並びに(4)ア(イ)、(5)ア(ア)及び(イ)に定める研修及び引継ぎを行うほか、提案内容に基づき、平成26年6月以降、国及び国が別途契約する設計業務受託企業との厨房施設の設計に係る協議に参加するとともに

に、本業務の実施に当たり必要となる設備・機器及び備品を、国が定める期間内に整備し、国が適当と認める方法により、整備の完了検査を行う。

また、民間事業者は、国が定める期間内に、厨房設備・機器及び備品の取扱いを国に説明する。

ウ 業務の開始及び中止

(ア) 民間事業者は、締結された契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

(イ) 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、国の承諾を受けなければならない。

エ 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

オ 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する職員の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

カ 記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

キ 実施期間終了後の引継ぎ

(ア) 国及び民間事業者は、本契約の終了に際して、国又は国の指定する第三者に対する業務の引継ぎに必要な事項の詳細について、実施期間終了日の1年前から協議を開始する。

(イ) 民間事業者は、国又は国の指定する第三者が実施期間終了後事務を引き続き行うことができるよう、上記の協議において合意された事項に従い、実施期間終了日の6箇月前から本業務に関して必要な事項を説明するとともに、民間事業者が本業務を遂行するために用いた書類を提供するほか、本業務の承継に必要な手続を行う。

(ウ) 上記の手続において、国又は国の指定する第三者の責めに帰すべき事由により、民間事業者に増加費用及び損害が発生した場合には、国は、当該増加費用及び損害を負担する。

(エ) 民間事業者は、本業務を遂行するために整備した厨房設備・機器及び備品は、実施期間終了日から9箇月後までの間で、国と民間事業者とが協議して定める日までに、その責任と費用負担により収去し、原状回復を行う。

ク 権利の譲渡等

- (ア) 民間事業者は、あらかじめ国が承諾した場合を除き、契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。
- (イ) 国は、本業務に関連して作成された書類及びデータベースについて、実施期間中、無償で利用できる権利（公表、改変、複製、展示、頒布、翻案する権利を含む。）を有するものとし、その権利は、本契約の終了後も存続する。
- (ウ) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。
- (エ) 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、国の承認を得なければならない。

ケ 再委託の取扱い

- (ア) 民間事業者は、本業務の全部を他の民間事業者に再委託してはならない。
- (イ) 民間事業者は、本業務の一部について、再委託をしようとする場合には、原則としてあらかじめ提案書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託することの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告聴取その他の運営管理の方法（以下「再委託範囲等」という。）について記載するものとする。
- (ウ) 民間事業者は、契約締結後、やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託範囲等を明らかにした上で、国の承認を得なければならない。
- (エ) 民間事業者は、再委託する場合には、民間事業者が国に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先に対し、4（4）及び（5）に定める事項その他の事項について適切な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収しなければならない。
- (オ) 再委託先は、4（4）及び（5）に掲げる事項については、民間事業者と同様の義務を負うものとする。
- (カ) (イ)から(オ)までに基づき、民間事業者が再委託先に業務を実施させる場合には、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が負うものとする。

コ 役員等の変更の通知

民間事業者は、次に掲げる者の変更があったときは、遅滞なく、その旨を国に通知しなければならない。

- (ア) 役員（理事，取締役，執行役，業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。）
 - (イ) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者
 - (ウ) 法第10条第9号に規定する親会社等に係る(ア)又は(イ)に掲げる者
- サ 契約内容の変更

国及び民間事業者は，本業務の更なる質の向上を図る必要があるため，又はやむを得ない事由により，契約の内容を変更しようとするときは，あらかじめ協議しなければならない。

国は，契約の内容を変更した場合には，合理的な範囲内での増加費用が発生する場合には，民間事業者と協議の上，当該増加費用を負担し，合理的な範囲内で費用が減少する場合には，民間事業者と協議の上，当該費用相当額を委託費から減額する。

契約内容は，国及び民間事業者の書面による合意によってのみ変更することができる。

シ 契約解除

国は，民間事業者が次のいずれかに該当するときは，契約を解除することができる。

- (ア) 法第22条第1項第1号イからト（ハを除く。）又は同項第2号に該当するとき。
- (イ) 本実施要項に定める手続に違反したとき。ただし，軽微な違反を除く。
- (ウ) 次のことが明らかになったとき。
 - a 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団員，暴力団準構成員又は暴力団関係者を利用するなどしていること。
 - b 暴力団員，暴力団準構成員又は暴力団関係者に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与していること。
 - c 暴力団員，暴力団準構成員又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - d 暴力団員，暴力団準構成員又は暴力団関係者であることを知りながら，これを不当に利用するなどしていること。

ス 契約解除時の取扱い

- (ア) シに該当し，契約を解除した場合には，国は，民間事業者に対し，当該解除の日までに当該公共サービスを契約に基づき実施した期間に係る委託費を支払う。

(イ) この場合、民間事業者は、契約金額から消費税相当額を除いた金額の100分の10に相当する金額を違約金として国が指定する期間内に国に納付しなければならない。

(ウ) 国は、民間事業者が、(イ)に定める金額を国の指定する期限までに納付しないときは、その支払期限の翌日から起算して納付のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

(エ) 国は、契約の解除及び委託金の徴収をしてもなお、損害賠償の請求をすることができる。

(オ) 民間事業者が整備した厨房設備・機器及び備品等の取扱いについては、別途定める。

セ 契約の解釈

契約の解釈について疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と国が協議するものとする。

5 受託事業者が委託業務を実施するに当たり第三者又は国に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該受託事業者が追うべき責任に関する事項

(1) 本業務を実施するに当たり、民間事業者が、故意又は過失により、第三者に損害を加えた場合における当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

ア 国が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存する場合は、国が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

イ 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は国に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

(2) 本業務を実施するに当たり、民間事業者が、故意又は過失により、国に損害を加えた場合には、民間事業者は当該損害に対する賠償の責めに任ずるものとする（ただし、当該損害の発生につき、国の責めに帰すべき理由が存するときは、当該国の過失割合に応じた部分を除く。）。